

雇用保険料率の据え置き 2020年度(令和2年度)も0.6%の見込み

4 65歳以上の被保険者の雇用保険料免除と原則徴収開始時期について

- 雇用保険料率は特例措置により現在、労使折半で負担する保険料率が2017年度以来0.6%となっています。厚生労働省は、この特例措置を2020年度以降も続ける見込みです。
- 据置きの理由としては、失業者の減少による一般給付金の減少と積立金残高が高い水準となり、それと政府は2019年10月に8%から10%への引き上げを予定している消費税との負担増を避けた意向です。
- 失業給付だけでなく育児休業給付などの財源となる雇用保険は、労使折半による保険料収入と国庫負担が財源となっています。
特例措置が延長されないと、保険料率は0.8%に戻り、被保険者も事業所も負担増となり、その恩恵を受けられず、所得が減少します。
- 2017年(平成29年)1月1日以降、65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となりました。尚、64歳以上の高年齢労働者については、2019年度までは雇用保険の保険料が免除されます。
- 平成29年1月1日より雇用保険法の改正に伴い雇用保険料の徴収免除制度が廃止され2020年度(令和2年)4月から原則通り徴収を開始することとなりました。



国指定名勝煙雲館庭園